令和　７年５月 20 日
名古屋木材健康保険組合

事　業　主　様
事務担当者　様

６月の「もっけん」たより

◎　算定基礎届について

算定基礎届に関するご案内及び届出用紙は６月 20 日（金）に納入告知書と一緒に発送予定です。算定基礎届の様式はホームページからダウンロードができますので、そちらでご用意いただいても構いません。提出方法は電子申請（マイナポータル経由)、電子媒体（年金機構提供「届書作成プログラム」CSV 形式届書のみ）及び紙媒体の３方法による届出に対応しておりますので、事業所様にて最適な届出方法でご提出ください。

なお、日本年金機構への提出は同機構へ直接ご提出ください。

※資本金１億円以上の事業所は算定基礎届の電子申請が義務化されております。

◎　名古屋木材健康保険組合と各事業所が共同で行う「定期健康診断」の実施について

令和７年度の定期健康診断（集合健診及び巡回健診）の申し込み期限は令和７年５月 20 日（火）までとなっておりましたが、万が一、申し込みをお忘れの事業所様がみえましたら、大至急当健康保険組合までご連絡ください。健診実施日等詳細は先月送付しました「名古屋木材健康保険組合と各事業所が共同で行う「定期健康診断」の実施について」をご覧ください。

◎　賞与支払届（来月発送予定）の提出をお忘れなく！

被保険者にボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から５日以内に賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にいずれの被保険者にも賞与を支給しなかった場合は賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。